

令和3年
4月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市市川真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



匂い立つバラの花々

令和3年4月の税務と提出期限

- ① 4月12日・・・令和3年3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 2月16日から4月15日・・・令和2年分 所得税・贈与税 確定申告
- ③ 4月30日・・・令和3年2月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ④ 法人税・消費税・源泉所得税の納付期限の延長手続き・・・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、期限の延長が認められます。

今月の気になった記事

- ①**国内電機大手S社の子会社が75億円の粉飾決算**・・・S社は、スマホ用カメラを製造する子会社で約75億円の粉飾決算があったと公表した。原因として「経営者による法令、会計準則の軽視」けん制機能の形骸化による統制の不備」などを上げている。内容は、売上の過大計上で利益を出して納税していたらしい。
- ②**当期計上の売上に、決算月以後損失が生じた場合**・・・次期になって発生した損失に、前期の申告に修正するのか悩むところだが、「相手方から返品等の通知を受け日」の属する事業年度の損失として計上する。
- ③**相続財産、生命保険は受取人の財産のハズ**・・・最高裁は、例外として、「到底是認することができないほど著しいと評価すべき特段の理由」がある場合には、保険金を遺産に持ち戻して分割すべきと認定した。

消費税、4月から総額表示が義務となります。

4月1日から商品やサービスの価格表示が消費税分を含めた総額表示方式に切り替わります。

1. 「総額表示」とは？

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額（地方消費税額を含みます）を含めた価格を、表示することをいいます。

2. 対象となる取引

消費者に対して、商品の販売、役務の提供を行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには、総額表示が義務付けられます。

事業者間での取引は総額表示義務の対象とはなりません。

3. 具体的な表示例

消費者が値札等を見れば「消費税等相当額を含む支払総額」がひと目でわかるようにするためのものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

土地価格、それぞれの役割と違い！

1. 公的な土地価格と現実相場

	路線価 (相続税評価額)	公示価格	基準地価	固定資産税評価額
公表機関	国税庁	国土交通省	都道府県	市町村
目的	相続税、贈与税等の算定基準	一般の土地取引の指標、公共事業での補償金の算定基準	公示価格と同じ (補完役割)	固定資産税、都市計画税、不動産取得税等の算定基準
価格水準	80	100	100	70
評価時点	毎年1月1日	毎年1月1日	毎年7月1日	基準年度前年の1月1日 (3年に1度評価替え)
公表時期	7月	3月	9月	4月頃
調べ方等	国税庁 HP	国土交通省の土地総合情報システム 1ヶ所につき2人以上の不動産鑑定士が現地調査を行う	各都道府県が公表する 全国2万ヶ所以上の基準値の1平米あたりの価格	各自治体で不動産鑑定士が評価

2. 公的な「土地の値段」は、使用目的によりそれぞれの値段を使う決まりです。

3. 相続税や贈与税の申告をするときに使うのが、「路線価」という道路に値段がついたものを使います。

4. 路線価の決め方は、国土交通省が全国で選定した約2万6千箇所を不動産鑑定士に依頼して「公示価格」を選定します。その価格の80%が路線価になります。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1. 地震保険料は上昇する。

自然災害が増えているため、保険料は今後も上昇する可能性がある。地震保険の保険料は、「17～21年に3段階で改定され、全国平均で通算14.7%（17年+5.1%、19年+3.8%、21年+5.1%）上昇した、東日本大震災を受けて保険料算出の基礎データを見直したためだ。

2. 退職金の受け取り方、税金の違いは？

会社により、退職金の受け取り方を「一時金か年金か？」で選択可能な場合があり、受け取り方により税金や社会保険料の金額が変わるので注意したい。その理由は、非課税枠の違いによるもので、各自の他の所得との兼ね合いにより一概に決められないが、年金で受け取る場合に、非課税枠を使い切ると、健康保険料の計算に含められ高額になることもある。また、退職日を選べるなら、1年と1日となると端数切り上げなので、2年という計算になり、控除額が大きくなり、税金が減少する。

3. コロナ禍、会社の経費でフィットネスする方法

会社の福利厚生費とする条件は、①役員のみではなく全社員ができるようにする。

②法人会員として会社が料金を支払う。また、会社にインストラクターを読んで就業後にフィットネスの時間を設ける等。利用しよう。